

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 審査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本甲冑武具研究保存会（以下「日甲研」という。）が行う甲冑・武具（以下「甲冑等」という。）並びに文献および関係資料の審査に関する事項を定める。

(審査の対象)

第2条 平安時代から現代までの間に、日本国で製作された甲冑および武具類。

- 2 但し、次のものは審査対象としない。「上代の甲冑・武具」「刀剣・刀装・刀装具等、日本美術刀剣保存協会が審査をおこなっているもの」「鉄砲類」「現代製の甲冑・武具で著しく作域の劣るもの」「外国製の甲冑・武具。但し我国で改変、改修されたものは審査対象とする」

(審査の階級)

第3条 審査の階級は、保存資料、貴重資料、特別貴重資料、甲種特別貴重資料、重要文化資料の5階級とする。

- 2 重要文化資料は、甲種特別貴重資料と認定された資料のうち、第4条に定める重要文化資料認定基準を満たすか否かについて審議し、これを決定する。

(審査の階級認定基準)

第4条 各階級の審査認定基準を以下の通り定める。

【保存資料】

- 江戸時代以前に製作されたもの
- 近・現代の製作で伝統技法を持って製作されたもの

【貴重資料】

- 保存資料より作域が優れているもの
- 近・現代の製作で特に作域の優れたもの

【特別貴重資料】

- 貴重資料より価値のあるもの

【甲種特別貴重資料】

○特別貴重資料より更に価値の高いもの

【重要文化資料】

○甲種特別貴重資料のうち、特段に歴史的遺物として貴重なもの、また文化的資料として作域が特に優れているもの

○各カテゴリーの認定基準を以下の通り定める

「兜」

- ・南北朝時代以前の兜・鉢で大きな改変のないもの
- ・室町時代の覆輪付き兜・鉢で金物がほぼ健全なもの
- ・安土桃山時代以前の在銘で作域の優れたもの
- ・江戸期の兜で製作年代、作者が明らかで、作域の特に優れたもの

「大鎧・腹巻・胴丸など」

- ・室町時代以前の製作で小札・威糸・金具廻が健全なもの
- ・安土桃山時代の製作で金物を含む総体がほぼ健全なもの
- ・江戸時代の製作で大名家の伝来品、またはそれに準ずる復古調の一作揃い

「袖」

- ・室町時代以前の製作で小札・威糸がほぼ健全なもの
- ・安土桃山時代以前の製作で、小札・威糸・金物がほぼ健全なもの

「具足」

- ・安土桃山時代の製作で威糸・金物がほぼ健全かつ作域が優れたもの
- ・江戸初期以前の製作で作域優れ、部品がある程度揃ったもの
- ・大名家伝来品、またそれに準ずる作域の一具揃いの健全なもの

「小具足」

- ・安土桃山時代以前の製作で作域、保存状態ともに優れ、資料として貴重な面具
- ・室町時代以前の製作で保存状態の良好な籠手・臙当・佩楯等の小具足
- ・江戸時代の製作で特に作域が優れ、製作年代、製作者が明らかな歴史資料として貴重なもの

「馬具」

- ・鞍・鐙揃いで作域の優れたもの
- ・鞍・鐙単体でも室町時代以前の製作で作域の優れたもの
- ・蒔絵・螺鈿等、加飾の特に優れた桃山時代の鞍

「その他の武具」

- ・製作年代、製作者等が確実な歴史資料として重要、かつ作域が特に優れたもの

(審査の時代認定基準)

第5条 審査での時代認定基準を以下の通り定める

【平安時代】

○平氏滅亡の1185年(寿永4年)から1190年(文治6年)頃までを下限とする

【鎌倉時代】

○前期 1192年(建久3年)の鎌倉幕府成立から1240年(延応2年)頃まで

○中期 1241年(仁治2年)頃から1290年(正応3年)頃まで

○後期 1291年(正応4年)頃から1333年(元弘3年)の鎌倉幕府滅亡まで

【南北朝時代】

○1334年(元弘4年)頃から1392年(元中9年/明德3年)の南北朝統一頃まで

【室町時代】

○前期 1394年(応永元年)から1454年(享徳2年)頃まで

○中期 1455年(享徳3年)享徳の乱の始まりから1500年(明応9年)頃まで

○後期 1501年(文亀元年)頃から1555年(天文24年)頃まで

○末期 1555年(弘治元年)頃から1573年(元亀4年)の室町幕府滅亡まで

【安土桃山時代】

○1573年(天正元年)から1615年(慶長20年)の大坂夏の陣まで

【江戸時代】

○初期 1615年(元和元年)から1637年(寛永14年)の島原の乱まで

○前期 1637年(寛永14年)島原の乱後から1688年(貞享5年)頃まで

○中期 1688年(元禄元年)から1800年(寛政12年)頃まで

○後期 1801年(享和元年)から1844年(天保15年)頃まで

○末期 1845年(弘化2年)から1868年(慶応4年)の江戸幕府滅亡まで

【近・現代】

○1869年(明治2年)頃から現代まで

(審査委員会)

第6条 前条の第4条、第5条審査のため、日甲研に審査委員会を置く。審査委員会は、審査委員長と審査員をもって構成する。

2 審査委員会は5名以上をもって構成する。

第2章 審査員に関する事項

(審査員の資格)

第7条 審査員は、甲冑等に関して豊かな知識と見識および鑑定眼を有し、審査において公正な判断能力を有する者であって、下記のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 甲冑等の研究などの学識経験者
- (2) 日甲研会誌への論考など寄稿実績のある者、日甲研の例会で講師などを務めたことのある者
- (3) 日甲研の例会、イベントなどに永年参加し、甲冑等に関し研究を重ね、鑑識眼に優れているとして日甲研審査員3名の推薦を受けた者

(審査員の義務)

第8条 審査員は、自らの権限と責任を深く自覚し、公正かつ公平な審査に努め、疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

- 2 審査員は、審査の経過、各審査員の意見および合議内容については、秘密を守らなければならない。

(審査員の欠格事由)

第9条 審査員の欠格事由は、次の通りとする。

- (1) 甲冑・武具商並びにその配偶者および一親等内の親族に甲冑・武具商がいる者
- (2) 審査員を解任され5年を経過しない者
- (3) 日甲研の審査規程に反する行為をした者

(審査員の任命)

第10条 審査員は、理事会の決議を経て、日甲研の会長が委嘱する。

(審査員の任期)

第11条 審査員の任期は2年とする。

(誓約書の提出)

第12条 審査員は、この規程を遵守する旨の誓約書を日甲研会長に提出しなければならない。

第3章 審査会に関する事項

(審査委員長の任命)

第13条 審査委員会に審査委員長を置く。

- 2 審査委員長は、甲冑等に関して豊かな知識と見識・経験を有する者の中から日甲研会長が任命する。
- 3 審査委員長の任期は、2年とする。
- 4 審査委員長は、審査会の運営状況を把握するとともに、審査に関する不正の防止を図り、審査会の厳正かつ公平な運営を指導監督しなければならない。

(審査会の公正性)

第14条 審査員は、審査の公正性を担保するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 審査申請受理に先立ち、事前鑑定を行ってはならない。
- (2) 審査委員長の許可なく、審査室へ審査員、審査業務に関わるスタッフ以外の者を入室させてはならない。
- (3) 審査会場での写真撮影は、記録員以外の者は撮影してはならない。

(審査等)

第15条 審査の判定は、別に定める審査用紙(別紙1)により行う。

- 2 審査業務の概要は、別に定める。(別紙2)
- 3 審査会の審査は、審査員の5名以上が出席し、合議のうえ、その過半数によって決定する。
- 4 審査結果は、審査受付台帳に、その結果を捺印し保管する。
- 5 審査委員長は、審査結果について、日甲研会長の決済を受けるものとする。
- 6 審査結果は、理事会に報告する

第4章 審査申請等に関する事項

(事務の所管)

第16条 審査申請受け付け、審査会場での飾り付け、記録取りおよび返却に関する業務は事務局が所轄し、審査委員会が指名する運営スタッフにより行うものとする。運営業務の概要は別に定める。(別紙3)

(審査申請)

第17条 審査員が審査申請する場合は、そのものの審査に参加することは出来ない。

- 2 審査申請物件は、申請者の所有物であることを基本とする。
- 3 審査申請は、別に定める様式により申請する。(別紙4)
- 4 審査申請の申請期間および受付月日は、年度初めに日甲研会長が定める。

5 前項の期間・受付月日は、日甲研の会誌およびホームページで広報する。

(審査結果の通知)

第18条 審査の結果は、別に定める証書により通知する。

2 旧証書を添付して再申請し、ランクアップなど合格した物件は、旧証書を回収して新証書を交付する。

(証書の再交付)

第19条 証書は、原則として再交付しない。但し、再交付要請があった場合、該当物件について審査委員会で審議のうえ、再交付することができる。

(審査物件の返却)

第20条 審査物件の返却は、全ての審査業務が終了した後、受付・審査料の受領および受付用紙の控えと交換して返却する。

2 輸送による申請物件の返却は、別途定める方法で返却する。(別紙5)

(審査料)

第21条 審査料は別途定める。(別紙6)

(申請書等の保存)

第22条 審査申請および受付書等は、5年間事務局で保管する。

2 審査台帳は、永久保存とし事務局で保管する。

第5章 審査申請物件に対する免責事項等

(免責事項)

第23条 審査の甲冑等に生じた次の損害は補償しない。

- (1) 天変地異等による損害
- (2) 申請者およびその代理人の故意または過失に起因する損害
- (3) 予見不可能な事情に起因する損害

2 審査は、商業上の価値評価に係わるものではない。審査結果による売買価格の下落等の商業上の損害については、補償しない。

(学術的情報の発表等)

第24条 審査で知り得た学術的情報や申請物件の写真等を会誌、学術誌、講演、展示等で発表することができる。

- 2 前項の場合、申請者の住所、氏名、身分等は、申請者に無断で発表してはならない。

第6章 審査員の罰則に関する事項

(罰則)

第25条 審査員が、法令またはこの規程に違反していると認められるときは、審査員を解任することができる。

- 2 解任された審査員は、違反の軽重により再任または5年間再任させることはできない。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、公益法人の認定の日から施行する。

(令和7年4月1日施行)